

平成 30 年度 地域活性化総合特別区域評価書

作成主体の名称：島根県益田地区広域市町村圏事務組合

1 地域活性化総合特別区域の名称

「森里海連環 高津川流域ふるさと構想」特区

2 総合特区計画の状況

①総合特区計画の概要

「ふるさとの森再生」「自然と共生する里づくり」「水質日本一・高津川との共存」に繋がる各施策展開により、健全な水の循環や人と自然との豊かな触れ合いを回復し、高津川流域の交流人口の拡大・定住人口の増加、環境保全、農林水産業・観光産業振興等を総合的に目指すものである。

②総合特区計画の目指す目標

清流日本一の「高津川」を核とし、「豊かな森林資源、歴史ある有機農業、多様な観光資源、県内最大のアユ漁獲量」等の地域資源を最大限に活用し、①森林林業をはじめとした地域産業の活性化、②農業体験や体験宿泊型交流による定住の促進と外国人観光客の誘客による交流人口の拡大、③アユをはじめとする水産資源を活用した交流人口の拡大を進め、流域の保全とこれからの日本の人口減社会モデルとなる「日本の原風景」の再生を高津川流域で目指す。併せて、地域住民のみならず、交流に訪れた人たちがこの日本の原風景を体感し、高津川流域をふるさとと感じられるような「高津川流域ふるさと構想」を総合的に推進する。

③総合特区計画の総合特区計画の指定時期及び認定時期

平成 23 年 12 月 22 日指定

平成 24 年 11 月 30 日認定（平成 29 年 3 月 27 日最終認定）

④前年度の評価結果

農林水産業分野 3.5 点

- ・計画初年度ということもあって全般的にはよい成果が挙げられている。
- ・新規就農者人数は、伸びているものの、実績値が目標値を大きく下回り、目標値との乖離が大きくなっていくことが懸念される。鳥獣害への対応など営農への阻害につながるものへの取組努力については評価することができる。
- ・水質浄化に向けた多様な取り組みがなされている一方で、仔アユの流下量が依然低調であるのは残念であり、原因調査が必要ではないか。
- ・山と清流を観光資源として活用すべき。支援団体の組織の仕方も、海外も含めた地域外の環境保全団体との結びつきを強めていく必要がある。そのことでまとまった数の人間の呼び込みも可能となる。

・計画全体としての整合性にやや欠けるように思われる。森林の適正な管理と生産システムの構築と他の項目とが、どのように関連してくるのが分かりにくい。木材需要をどのように開発するかをもう少し考える必要がある。外国人観光客の呼び込みと特定酒類の製造、高津川の清流がリンクするような戦略にする必要がある。

⑤本年度の評価に際して考慮すべき事項

該当なし

3 目標に向けた取組みの進捗に関する評価（別紙1）

①評価指標

「森」～ふるさとの森再生～ 森林の適正な管理と生産システムの構築

評価指標（1）：路網整備と計画的施業の推進[進捗度 91%]

数値目標（1）－①：原木生産量 97 千 m^3 （平成 27 年度現在）→144 千 m^3 （令和 3 年度）
[平成 30 年度目標値 113 千 m^3 、平成 30 年度実績値 101 千 m^3 、進捗度 89%、寄与度 50%]

数値目標（1）－②：乾燥材出荷量 6,500 m^3 （平成 27 年度現在）→8,400 m^3 （令和 3 年度）

[平成 30 年度目標値 7,800 m^3 、平成 30 年度実績値 7,139 m^3 、進捗度 92%、寄与度 50%]

「里」～自然と共生する里づくり～ 地域資源を活用した交流人口の拡大及び定住化
評価指標（2）：地域資源を活用した農村定住・交流促進[進捗度 117%]

数値目標（2）－①：交流人口 1,163 人（平成 27 年度現在）→2,160 人（令和 3 年度）
[平成 30 年度目標値 1,512 人、平成 30 年度実績値 1,487 人、進捗度 98%、寄与度 25%]
数値目標（2）－②：地域限定特例通訳案内士の活動回数 9 回（平成 27 年度現在）→30 回（令和 3 年度）

[平成 30 年度目標値 18 回、平成 30 年度実績値 40 回、進捗度 222%、寄与度 25%]

数値目標（2）－③：新規就農者人数 31 人（平成 27 年度現在）→187 人（令和 3 年度）

[平成 30 年度目標人数 109 人、平成 30 年度実績人数 81 人、進捗度 74%、寄与度 50%]

「海（川）」～水質日本一・高津川との共存～ 高津川の水質浄化及び水産資源の増殖

評価指標（3）：高津川流域の水質浄化及び川と海の水産資源の維持・増殖[進捗度 132%]

数値目標（3）－①：環境保全活動等の住民参加人数 660 人（平成 27 年度現在）→1,000 人（令和 3 年度）

[平成 30 年度目標人数 750 人、平成 30 年度実績人数 850 人、進捗度 113%、寄与度 50%]

（サブ指標 1）：廃油回収量 9,070 l （H29 年度）、7,550 l （H30 年度）

（サブ指標 2）：流下アユ仔魚数 1.0 億匹（H29 年度）、5.3 億匹（H30 年度）

数値目標（3）－②：環境保全活動団体の育成 1 団体（平成 27 年度）→5 団体（令和 3 年度）

[平成 30 年度目標数 2 団体、平成 30 年度実績数 3 団体、進捗度 150%、寄与度 50%]

②寄与度の考え方

該当なし。

③総合特区として実現しようとする目標（数値目標を含む）の達成に、特区で実施する各事業が連携することにより与える効果及び道筋

森においては、林内路網整備を進めることで、高性能林業機械の導入が可能になり、迅速かつ効果的な計画伐採を実施、木材を低コストで生産することに寄与している。切り出した木材は、良質なものについては近年国産材の建築が見直される中で建築材への活用が増え、それ以外の木材についても加工の製造技術が高まったことにより積極的に建材・工業用資材に活用されている。国の施策により国産材活用の推奨がなされていることも需要の伸びに大きく影響していると思われる。その他これまで放置され続け、森林保全の問題にもなっていたいわゆる林地残材についても路網整備によって機材の導入により、順次搬出をされ、バイオマスペレットなどに使用されている。このように整備と活用が好循環することで森林保全がすすみ、森林が十分に水の涵養を行うことを期待している。これらの取組は里においても大きな影響を与え、例えば森林保全をキーワードとした教育カリキュラムの中には、子どもたちが竹害を学び、地域の人たちから伐り出しなどを学び、それらを利活用した事業なども展開されている。またこれらを活用した教育ツーリズムには首都圏の大学生の参加もあり、交流人口にも大きく寄与している。

森での各種の取組が、里においての人々の意識の醸成とともに、具体的には環境にやさしい農業の推進に大きく影響を及ぼしていると考えられる。また同時に河川清掃の取組や主には小学生による漂着物の定点観測や高津川の生物調査など、流域住民全体が高津川の水質浄化に関心を持つことが、ひいてはアユをはじめとする水産資源の維持・増殖にも繋がるものと考えている。また、里エリアにおいての有害鳥獣被害は年々加速し、農林水産物の被害に留まらず、自然と共存する流域住民にとって深刻な課題である。有害鳥獣対策は被害を抑制するだけでなく、住民自身が自然との共存の在り方を考え、未来の人々に継承していくことに繋がると認識している。

高津川のアユをはじめとする水産資源は、流域に生まれ育った者にとっては幼少の頃から慣れ親しんできた食であるとともに、それを育む自然はふるさとの原風景でもある。またこれらは同時に観光客・遊漁者に対しては地域ブランド力の高い資源にもなっている。森、里から続く自然保全の取組は、高津川の水産資源を維持・増殖させ、同時に定住・交流人口の増加という地域活性化につながると考えている。

森、里、川の有機的な繋がりがあって初めて水質日本一といわれる高津川を維持することができ、後世に伝えるためには、河川そのものだけではなく、河川へ流れ込む水を生み出す森と、森から河川へとつながる里での総合的な取り組みが不可欠となると考える。

④目標達成に向けた実施スケジュール（別紙1-2）

「森」～ふるさとの森再生～森林の適正な管理と生産システムの構築については、ひきつづき路網整備に資する事業を推進する。「里」～自然と共生する里づくり～地域資源を活用した交流人口の拡大及び定住化の推進については、地域通訳案内士制度を活用した

取組み及び特定農業者による特定酒類の製造事業を推進し交流人口の拡大を図る。「海（川）」～水質日本一・高津川との共存～については、水質浄化に係るこれまでの活動を継続する。また、水産資源の増殖に係る事業として、産卵場整備事業を推進する。

4 規制の特例措置を活用した事業等の実績及び自己評価（別紙2）

①特定地域活性化事業

①-1 地域限定特例通訳案内士育成等事業（通訳案内士法）

ア 事業の概要

当組合が実施する研修・試験において認定した地域限定特例通訳案内士事業を促進することにより、インバウンドによる交流人口の推進を図る。

なお、地域限定特例通訳案内士については、平成30年1月に全国展開されたが、みなし規定により引き続き特例措置の活用が認められている。

イ 評価対象年度における規制の特例措置の活用状況と目標達成への寄与

平成30年度において地域限定特例通訳案内士の活動は40回の実績があった。津和野地区での流鏝馬神事、町屋ステイ、また農産物（栗、芋煮）のフェアなどでの通訳活動も顕著になっている。流域全体では米軍岩国基地からのツアー、農業体験研修、田舎体験、浜田港クルーズ船客受け入れなどが主たる訪問となっている。傾向としては既存のパックだけでなく所謂ディーブジャパンを求めての来訪も多く、これには多くの外国人旅行者が活用する旅行口コミサイトへの露出増加も関係していると思われる。

その他活動として通訳案内のツールとなる地域の歴史や文化などを更に深く掘り下げた研修や体験型コースの提案など独自の活動が展開されており、事業が順調に進捗していると思われる。現在のところ地域の観光協会、商工会等で構成する高津川地域限定特例通案内士事業推進協議会（平成30年7月名称変更予定）に登録している地域限定特例通案内士は26名となっている。

①-2 特定農業者による特定酒類の製造事業（酒税法）

ア 事業の概要

当組合管内でブドウ栽培を行う特定農業者が自己の製造所でワインを醸造、自身が経営する飲食店舗内においてグラスワインを提供している。6次産業化による同産業の付加価値を高める可能性の検証と農林水産業の振興を図る。

イ 評価対象年度における規制の特例措置の活用状況と目標達成への寄与

平成26年に認定を受け、平成27年には税務署長から酒類製造免許を取得、平成28年11月には初めて自ら生産したブドウで製造したワインが85ℓできた。以後平成29年度から毎年ワインを100ℓ醸造し、店内飲料用として提供しているが、ヌーボーは早い時期に完売し、好評を得、事業は順調に進捗している。

また当該事業者は平成30年度に「島根型6次産業推進事業」の採択を受け、店舗横に加工用施設を増築し、現在、主には自作のブドウを原材料にコンフィチュールの増産をはかっている。今後ワインの醸造についても増量が可能か十分に検討し、以前見送った特産種類の製造事業の規制緩和の提案についても検討する予定である。

今後この特定農業者をロールモデルとした、農業における付加価値の付与をはかる流

れが普及していくと考えられ、将来に向けて農林水産業の振興に寄与できると判断している。またこの事業の進捗に伴い、ワインに馴染みの深い外国人観光客に対してはワインの提供だけでなく原材料となるブドウの圃場やワインの加工場の見学など体験型のメニューを提案していくことも考えられ、今後交流人口の増加に寄与することも期待している。

②一般地域活性化事業

②-1 銃器（空気銃）を用いて中型哺乳類を止めさしすることに係る鳥獣保護管理法の適用範囲の明確化（鳥獣保護管理法）

ア 事業の概要

狩猟又は有害鳥獣捕獲における「止めさし」に関して、銃器使用の取り扱いが、どう猛な中型哺乳類等についても安全の確保等を前提に法律の適用範囲内とされた。

イ 評価対象年度における規制の特例措置の活用状況と目標達成への寄与

平成 30 年度は 186 頭の中型哺乳類が止めさしされており、平成 29 年度に比べ激増している。これは有害鳥獣の全体捕獲数が増加していることが要因と思われ、背景としては異常気象による有害鳥獣の里への侵入と同時にこれまですすめてきた空気銃による止めさしにより圏域の猟師の負担が軽減、猟師の活動の増加への効果も挙げられると思われる。

今後も猟師の高齢化や新たに狩猟免許を取得して有害鳥獣駆除を行う猟師に対し、容易に致死可能であり、猟師の精神的な負担の軽減をはかるため空気銃の止めさしを推進していくことが必要だと思われる。また安全管理面においても空気銃は比較的取り扱いが容易であることから狩猟免許を取得する若年層の獲得や効果的な捕獲活動が推進されることで、地域の農業環境が整えられ新規就農に結び付くものと考えられる。

②-2 猿の有害捕獲に関するライフル銃の使用

ア 事業の概要

当組合管内ではサルによる農作物被害が多くなり、生産者の生産意欲を失うまでになっている深刻な状況にある。サルの捕獲において散弾銃や箱ワナ等では捕獲が難しい為、ライフル銃での捕獲が可能な基準を明確化してほしい旨協議を実施。銃器を用いた有害鳥獣捕獲のうち、ライフル銃を使用する有害捕獲について、鳥獣を限定しない取扱いが可能であると確認されたことから、平成 24 年 9 月より実施条件（安全性等に配慮し、行為者の経験、知識及び被害状況等から総合的に必要性を判断のうえ実施。）が整備された。

イ 評価対象年度における規制の特例措置の活用状況と目標達成への寄与

有害鳥獣による農作物被害の抑制が図られ、新規就農者への環境整備に寄与している。さらに、サル対策として様々な手法が見られるようになった昨今においても、有用な対策法として選択の幅を広げる一助となっている。

②-3 自作農地における有害鳥獣捕獲

ア 事業の概要

当組合管内では、年々狩猟者が高齢化、減少していく現状であり、狩猟免許所持者のもとの、非免許保持者を補助者として含めるように協議をした。その後「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」（平成 23 年 9 月 5 日環境省告示）により、地域ぐるみでワナによる有害鳥獣捕獲を実施する場合、狩猟免許所持者の下で、従事者の中に非免許所持者を補助者として含めるように規制を緩和され、同措置は箱ワナも対象とされた。

イ 評価対象年度における規制の特例措置の活用状況と目標達成への寄与

当組合管内では、上記に基づき対応することとし、構成市町の益田市及び津和野町において、鳥獣被害対策実施隊が設置され、狩猟者（地域の猟友会）と地域住民の連携による有害鳥獣捕獲の取組みが実施されている。この規制緩和に伴う活動により、地域の捕獲圧の維持及び地域住民のモチベーションの向上が図られ、それらが農作物の被害抑制に繋がることで、新規就農者への環境整備に寄与している。

③規制の特例措置の提案

規制の特例について検討したが、平成 30 年度においては当該特区において提案する案件はなかった。

5 財政・税制・金融支援の活用実績及び自己評価（別紙 3）

①財政支援：評価対象年度における事業件数 0 件

<調整費を活用した事業>

該当事業なし

平成 30 年度においては、当組合構成市町を含む関係団体などからのニーズがなかったため制度利用に至っていない。

<既存の補助制度等による対応が可能となった事業>

平成 30 年度においては、当組合構成市町を含む関係団体などからのニーズと採択要件が合わなかった為、制度利用に至っていない。

②税制支援：評価対象年度における適用件数 0 件

平成 30 年度においては、該当するメニューがなかったため制度利用に至っていない。

③金融支援（利子補給金）：評価対象年度における新規契約件数 0 件

平成 30 年度においては、当組合構成市町を含む関係団体などからのニーズがなかったため制度利用に至っていない。

6 地域独自の取組の状況及び自己評価（別紙 4）

（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）

県の補助メニューである「合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策交付金」を利用した路網整備や構成市町が独自に行っている「簡易作業路開設及び修繕事業」などを活用し伐り出しに不可欠な路網を整備し、流域全体で適正な間伐の実施が行われている。加え間伐未利用材等の林地残材を燃料用に利用する「木の駅プロジェクト」の取組

も展開され、総合的に効果的な森林保全が行われている。

また、同時に自らの山を管理する「自伐型林業」の担い手を増やし、中山間地への定住人口を促進するため、総務省の地域おこし協力隊制度を活用し、都市地域在住者のＩターンへの取組も着実に進められている。

高津川流域の水質浄化及び海（川）の環境保全活動として、流域住民主体による春季・秋季に実施した高津川一斉清掃活動は年々広がりつつある。圏域小学生による海岸漂着物調査活動は参加校が2校、遅々とはあるが広がりを見せている。また益田市においては平成30年度には廃油7,550ℓを回収し、自動車燃料及び福祉風呂事業の燃料に活用している。廃油回収量は年々減少しているが、当該廃油は年度内で全て活用、BDFを燃料とする自動車などの機器においては燃料が足りない状況であり、利活用についての整備は整っていることから、今後は回収量が減少している要因について排出との関係を含め分析していく必要がある。現段階では引き続き、各家庭への廃油回収の周知を行っていく。

7 総合評価

「森」においては、昨年度まで「山村境界基本調査」を取組に挙げていたが、県の補助要件と市町の実情が一致せず、暫時事業を見合わせる事となった。森林の適正な管理の観点において路網整備等を実施、また生産システムの構築の観点から、人工林の効果的な管理を図るため、圏域市町では適正な間伐を実施し、平成30年度では乾燥材の出荷量7,139 m³に寄与、また同時に間伐未利用材等の林地残材を燃料用に利用する「木の駅プロジェクト」の取組が進捗、当組合管内では1,503 tの林地残材出荷量があった。その他自らの山を管理する「自伐型林業」の担い手を増やし、中山間地への定住人口を促進するため、総務省の地域おこし協力隊制度を活用した都市地域在住者のＩターンへの取組も行っている。来年度も「森」においての事業をより推進し、“路網整備と切り出し”、“伐採と利用”など事業間がうまく連動していくよう構成市町で調整を行う。なお活用については国がおこなっている様々な国産材推奨の施策により国産材志向が高まりをみせ、飛躍的に需要が高まっている。これに対し木材だけでなく、建材に簡易に利用できる「はめ板」などの加工品の技術も高まり、供給に寄与している。今後は更なる販路拡大も官民一体となって行っていく。

また「里」においては、「田園回帰」の生き方を求める人々が高津川流域の自然に魅力を感じ、ブドウやワサビ栽培など特色ある農林業に従事しながらの定住化が進んでおり、それを包括する新規就農者数は平成27年度から平成30年度までの累計で50人であった。雇用就農の伸び悩みはあるが、確実に微増の中において定着していると思われる。また交流人口の促進の観点からは地域限定特例通訳案内士の活動を推進し、平成30年度においては活動実績も40回と前年度比180%の増加があった。今後より一層の外国人観光客が増えるものと期待される。今後も地域限定特例通訳案内士のスキルアップを支援、その独自性をさらに豊かなものにしていくと同時にインバウンドに必要とされるハード面の整備も今後の課題として関係者と共有していく。また農村定住人口の拡大についても既存の補助メニューだけでなく、「自然と共生する里づくり」として、特定農業者によ

る特定酒類の製造事業の6次産業化を推進、平成29年度から自ら生産したブドウを原材料に100Lのワインが醸造、特定農業者自身が経営する飲食店で提供され、好評を得ている。平成30年度には「島根型6次産業推進事業」の採択を受け、加工施設を増築し、現在はコンフィチュールの増産を主に行っているが、今後ワインの醸造についても「特産種類の製造事業の規制緩和」の提案を検討しているところである。こうした新たな取り組みから農業における付加価値の可能性を検証し、将来に向けて農林水産業の振興と農村人口の拡大及び物流構築に伴う交流、またそこから波及する人的交流を推進する方向性が構築されつつある。これは今後の農業の新しい姿を想起させる形態であり、6次化の更なる推進が先述の農村定住人口拡大にも繋がっていくと思われる。

「海（川）」においては、水産資源の増殖の観点からは、アユ資源の増殖を図るため高津川漁業協同組合及び地域・関係市町が中心となってこれまで魚道改修事業・産卵場造成事業・産卵場再生事業を実施してきた。近年においては川鵜被害対策や電照飼育による仔魚の放流の実証実験などの新たな試みも始まり、高津川流域の地域・経済団体・行政が一体となったアユ資源の増殖に対する取組を実施している。また高津川流域の水質浄化及び海（川）の環境保全活動として流域住民主体による春・秋に実施した高津川一斉清掃では平成30年度においても前年度比105%と確実に参加人数を増やしている。また関連して圏域の小学生による海岸漂着物調査を実施、また小・中学校ともに自然保護学習についての取組がされるなど、全事業を通じて、流域住民が地域を越え世代を越えて環境保全に関する意識を醸成し、活動へとフィードバックするといった循環がある。令和元年度においてもアユ資源の確保と増殖に対する支援を続け、地域資源を守るとともに、環境保全団体間の交流や高津川流域の学校間の交流などの取り組みを促進し、多角的に高津川への関心や活動が高まるよう各事業を推進していく。

■ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

		当初(平成27年度)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
評価指標(1)路網整備と計画的施業の推進	数値目標(1)-①原木生産量97千m ³ (平成27年度現在)→144千m ³ (令和3年度)	目標値		108千m ³	113千m ³	124千m ³	134千m ³	144千m ³
		実績値	97千m ³	113千m ³	101千m ³			
	寄与度(※):50(%)	進捗度(%)		105%	89%			
	代替指標の考え方または定性的評価 ※数値目標の実績に代えて代替指標または定性的な評価を用いる場合							
	目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業		<ul style="list-style-type: none"> ・林内路網を活用した計画的伐採により、貴重な資源を維持管理しながら必要な木材を搬出できる木材生産活動を構築する。(森林経営計画の策定、壊れない作業路網整備事業) ・バイオマスタウン構想など地域の計画に基づく自然エネルギー活用及び森林の適正な管理を図る。 					
	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等		スギ人工林を中心として、順次利用期を迎えている森林資源を有効に活用することで事業の進捗が図れるため数値目標を設定。各年度の数値目標の設定にあたっては、平成27年度実績を踏まえるとともに、島根県作成の「新たな農林水産業・農村漁村活性化計画」第3期プランの成果指標との整合性を図り設定した。なお、島根県の計画に基づき、数値目標の表現を木材生産から原木生産量に変更した。(木材から原木に表現が変わっただけで内容の変更はない)					
	進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合は要因分析)及び次年度以降の取組の方向性		平成30年度は数値目標に達していないものの、県内の木質バイオマスエネルギー施設が本格稼働し、木材ペレットの需要が継続的にある。また建材としての利用や付加価値をつけた木工加工品(はめ板など)の利用も増え、生産組合の原木利用や木材加工が活発となっている。令和元年度も作業道整備・補修を行うことで、基盤整備を推進し、原木生産量を増やす取組を積極的に推進していく。					
外部要因等特記事項								

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■ 現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]
--------	---------------

■ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

		当初(平成27年度)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
評価指標(1) 路網整備と計画的 施業の推進	数値目標(1)-②乾燥材 出荷量6,500m ³ (平成27 年度現在)→8,400m ³ (令 和3年度)	目標値		7,500m ³	7,800m ³	8,000千m ³	8,200m ³	8,400千m ³
		実績値	6,500m ³	6,983m ³	7,139m ³			
	寄与度(※):50(%)	進捗度 (%)		93%	92%			
	代替指標の考え方または定性的 評価 ※数値目標の実績に代えて代 替指標または定性的な評価を用 いる場合							
	目標達成の考え方及び目標達 成に向けた主な取組、関連事業		高津川流域材を活用した高品質で付加価値の高い建材の出荷量の増加を図ることが地域産業の活性化の観点から重要と 考え数値目標を設定した。森林保全には定期的かつ効果的な木材の切り出しが必要であり、そのためには路網整備と搬出 した木材の活用が必要と考えられる。今後は高津川流域産材により生産される乾燥材(建築用資材・建具用資材・工業用資 材)の付加価値向上を図るための取組を推進し、需要を高めることで本事業が円滑に進むよう取り組んでいく。					
	各年度の目標設定の考え方や 数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、数値 の根拠に代えて計画の進行管 理の方法等		各年度の数値目標の設定にあたっては、平成27年度実績値をふまえるとともに、島根県作成の「新たな農林水産業・農村 漁村活性化計画」第3期プランの成果指標との整合性を図り、設定した。					
進捗状況に係る自己評価(進捗 が遅れている場合は要因分析) 及び次年度以降の取組の方向 性		効果的効率的な原木の切り出しに不可欠な「山村境界基本調査」については県の補助要件と管内の要望が一致せず、平 成30年度においては暫時事業を見合わせる事となった。しかしながらこれまでの取組により境界確定のできた山林につい ては、路網整備の着手が容易であり、森林整備事業の施策に寄与していると思われる。永らく乾燥材生産量は減少傾向で あったが、平成28年度に建築用資材の加工施設が整備され、付加価値のついた建築・工業用資材を製造、その価値が評 価されたことや国産材使用の傾向が高まる中、需要も確実に伸びており、目標数値に達していないものの微増を続けてい る。今後も出荷量の目標値を達成する為、林業に従事する人材の確保と養成に係る事業の推進、また同時に新たな加工技 術の開発などにより乾燥材の需要を伸ばしていく必要があると考える。						
外部要因等特記事項								

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■ 現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

		当初(平成27年度)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
評価指標(2)地域資源を活用した農村定住・交流促進	数値目標(2)―①交流人口1,163人(平成27年度現在)→2,160人(令和3年度)	目標値	1,296人	1,512人	1,728人	1,944人	2,160人	
		実績値	1,163人	1,220人	1,487人			
	寄与度(※):25(%)	進捗度(%)		94%	98%			
	代替指標の考え方または定性的評価 ※数値目標の実績に代えて代替指標または定性的な評価を用いる場合							
	目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業		地域資源である豊かな自然を活かした農業体験や全国的に増加している外国人観光客を誘致することにより、交流人口の増加を図る。 特に外国人誘客を図る取組として、観光資源だけではなく体験型のメニューの豊かさやそれに相乗する動向要因ともなるSNSなどでの周知及び積極的な地域限定特例通訳士を活用をすすめていく。					
	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等		基準年の平成27年度の島根県観光動態調査において県全体では外国人宿泊者数が前年度比175%となっており、増加傾向にあると判断できる中、県内でも当圏域は未だ知名度の低い状態ではあるものの、上記の取組を通して見込める数値目標を設定した。具体的には目標年度の令和3年度までにおよそ1,000人の交流人口の増加を目指し、平成29年度以降は毎年216人ずつ増加することを想定して数値を設定した。					
進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合は要因分析)及び次年度以降の取組の方向性		交流人口は目標値に達成できなかったものの、前年度から順調に伸びている。要因としては主には津和野地区での伝統行事、町屋ステイ、農産物加工品のフェアなどへの集客が挙げられる。また流域全体では米軍岩国基地からのツアー、農業体験、田舎体験、クルーズ船客受入など、傾向としては既存の観光パックだけでなく所謂ディーブジャパンを求めての来訪も多く、当流域が提案している滞在型・体験型のメニューがそれに十分に応えうるものだと認識している。これらに対して地域通訳案内士の活動も増えており、言語環境の整備も好転の要因に挙げられると思われる。今後も観光事業者との連携を図り、地域限定特例通訳士を活用の場を増やすことで、外国人観光客に対する言語環境の整備をすすめる。また流域内では特定農業者がかねてより自ら生産したブドウを原料にワインを醸造し、自身が経営する飲食店で提供しているが、平成30年度において「島根型6次産業推進事業」の採択を受け、以前から検討しているワインの瓶詰めや増量生産などに取り組むための体制が整いつつあり、今後は具体的な事業展開を図っていくと思われる。こうした新たな取組から農業における付加価値の可能性を検証し、新規就農者への動機づけとしていく。また農業への多角的な取組、特にワインなど外国人観光客にも馴染みが深いため、栽培から加工までの一連の取組をインバウンドのメニューに取り入れていくことも今後視野に入れ、検討していく。						
外部要因等特記事項								

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]
--------	---------------

■ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

		当初(平成27年度)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
評価指標(2)地域資源を活用した農村定住・交流促進	数値目標(2)－②地域限定特例通訳案内士の活動回数9回(平成27年度現在)→30回(令和3年度)	目標値	14回	18回	22回	26回	30回
		実績値	9回	22回	40回		
	寄与度(※):25(%)	進捗度(%)		157%	222%		
	代替指標の考え方または定性的評価 ※数値目標の実績に代えて代替指標または定性的な評価を用いる場合						
目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業		交流促進について外国人観光客の誘致を図るためには、言語環境を整備することが必要であると考え、地域限定特例通訳案内士の養成に取り組んでいく。また活動の量、質を高めるため、フォローアップ事業としてふるさと市町村圏振興事業(益田広域独自事業)を活用して年1回スキルアップ研修会を開催していく。これにより通訳ガイドだけではなく、ホスピタリティなど総合的なインバウンド体制の構築を目指す。					
各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等		本事業は地域活性化総合特区事業を推進していく上での中心的事業の1つであり、地域限定特例通訳案内士の活動を数値目標として事業の進捗状況を図る。現在、地域限定特例通訳案内士の主たる活動地域は津和野町であるが、観光入込人数の増加や、他市町においても外国人観光客誘致の要因にもなる体験型メニューの創設(ひきみ田舎体験など)が進んでいることを踏まえ、目標値の設定を行った。					
進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合は要因分析)及び次年度以降の取組の方向性		平成29年度当圏域の外国人宿泊者数が1,220人だったのに対し、平成30年度は1,487人と267人増加しており、それに伴い地域限定特例通訳案内士の活動も増加した。要因としては津和野町に観光で訪れる外国人への有償ガイド数が伸びたことが挙げられる。これまでの高津川地域限定特例通訳案内士の活動実績から、外国人旅行者がよく利用しているとされる「旅行口コミ」に掲載されることも多く、地域についての周知が活動とともに浸透してきたことが推察される。また行政・観光協会等からの依頼・紹介が増えたことによるものも大きい。今後も協議会が中心となり、地域限定特例通訳案内士のサポート体制の構築やインターネットの活用等PR活動も充実していく。現在流域内では通信やキャッシュレス決済対応の環境整備が不十分であり、今後の課題となっているが、地域限定通訳案内士の活動の中で既存の体制の把握や需要について、関係者と情報共有していくことで、課題の是正に寄与するものと期待している。					
外部要因等特記事項							

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■ 現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]
--------	---------------

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

		当初(平成27年度)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
評価指標(2)地域資源を活用した農村定住・交流促進	数値目標(2)―③新規就農者人数31人(平成27年度現在)→187人(令和3年度)	目標値	83人	109人	135人	161人	187人	
		実績値	31人	52人	81人			
	寄与度(※):50(%)	進捗度(%)		63%	74%			
	代替指標の考え方または定性的評価 ※数値目標の実績に代えて代替指標または定性的な評価を用いる場合							
	目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業		当圏域では地域資源である高津川流域の自然及び特色ある農業に魅力を感じる若者を中心に、Uターンによる就農者を支援し、定住化に繋げようとするものであり、それらも包含する新規就農者数を数値目標として事業の進捗を図る。また各自治体が主導し、新規就農者に対して国・県・各市町の補助事業を活用して特産品を生かした自営就農や半農半Xを推進、一方で各補助メニューの受けられる「認定農業者」や「集落営農組織」も施策の中で推進していく。さらに地域農業再生協議会などが中心となって就農者の育成を促進していく。就農をすすめる上で深刻な問題となっている有害鳥獣による被害について、当組合管内でも様々な対策が行われているが、「国との協議の結果全国展開された措置を活用した事業」として「銃器を用いて中型哺乳類を止め差しすることに係る鳥獣保護管理法の適用範囲の明確化」、「国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかになった措置による事業」において「自作農地における有害鳥獣捕獲」、「猿の有害捕獲に関するライフル銃の使用」を用いて有害鳥獣を駆除し、農作物を守るだけでなく、就農者の生産意欲を損なうことを防いでいく。					
各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等		平成27年度に新規就農者として確認された人数を基礎数値として、島根県が作成した「農林水産業・農村漁村活性化計画」第3期プランに掲げる数値目標を根拠として、益田圏域の農業実績や傾向を踏まえ、年間26人の新規就農者が増加する累計数値目標を設定した。						
進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合は要因分析)及び次年度以降の取組の方向性		現在のところ新規就農者は目標値には達していないが、順調に増加している。その背景としては当初見込んでいた雇用就農は減少しているものの、自営就農が増加しており、特に施設野菜など栽培への従事している。これについては当流域で取り組んでいる自然に優しい環境づくりなども影響していると考えられる。今後は自営就農に対する就農の動機づけとなる方策の検討が必要となってくると思われる。また「銃器を用いて中型哺乳類を止め差しすることに係る鳥獣保護管理法の適用範囲の明確化」、また「猿の有害捕獲に関するライフル銃の使用」による就農へのモチベーション維持や農業の六次化への支援など各種の取組が着実に新規就農者の定着に寄与していくと考えている。						
外部要因等特記事項								

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]
--------	---------------

■ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

		当初(平成27年度)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
評価指標(3)高津川流域の水質浄化及び川と海の水産資源の維持・増殖	数値指標(3)-①:環境保全活動等の住民参加人数 660人(平成27年度現在) →1,000人(令和3年度)	目標値	700人	750人	800人	900人	1,000人
		実績値	660人	808人	850人		
	寄与度(※):50(%)	進捗度(%)	115%	113%			
	代替指標の考え方または定性的評価 ※数値目標の実績に代えて代替指標または定性的な評価を用いる場合						
目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業		流域住民の環境保全活動に対する意識の醸成の進捗度として、流域住民主体による春季・秋季に実施する高津川一斉清掃や圏域小学生による海岸漂着物調査活動の参加人数をその指標とした。 廃油回収の活動を積極的に推進することで、水質の保全だけでなく、住民の高津川の水質保全活動に係る意識の高揚に繋げていく。廃油の回収量と流下アユ仔魚数は高津川の水質浄化と水質資源の維持に密接に関係していることを踏まえ、進捗状況をサブ指標として管理していく。					
各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等		目標設定については当初計画以前の実績から、平成27年度から令和3年度までに340人の増加を見込み、圏域人口約6万人に対して約1.6%である1,000人を想定して、各年度ごとでは約50人づつの増加を見込んで数値設定を行った。					
進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合は要因分析)及び次年度以降の取組の方向性		平成30年度において環境活動等の全体参加数は増加した。要因としては春・秋の高津川一斉清掃が定着していることが挙げられる。また海岸漂着物調査活動においては参加校が1校から2校へと増加した。現行の学校のカリキュラムの中に本事業を単独に入れることが難しく、今後は学校の取組が容易になるように他カリキュラムに盛り込むことも提案し、既に環境学習への取組が顕著な学校に対し再度取組を要請していく。また環境保全活動に対する意識の醸成の進捗をはかるべく、廃油回収に着目し益田市にて回収された廃油をサブ指標として挙げていたが、H30年度においては回収量が減少している。これは具体的には家庭からの廃油排出量の減少が原因している。一方BDFとして自動車燃料や福祉風呂事業の燃料としての需要は高く受入体制は整っている。また廃油回収においては益田市の「一般廃棄物処理計画」にて目標値を掲げ、回収を推進していることから今後も水質浄化及び燃料のリサイクル・再資源化などの視点から引き続き事業を展開されるものと思われる。サブ指標2に挙げている流下アユ仔魚数は増加にあるものの、様々な要因(気候や獣害など)から必ずしも漁獲量と比例しておらず、流下アユ仔魚数が1.0億匹の平成29年度にはアユの漁協取扱量は5.9t、平成30年度においては流下アユ仔魚数5.3億匹に対し漁協取扱量は2.1tとなっている。一方遡上数減少の要因として海水温の上昇も挙げられており、当管内では漁協が主体となって「アユの電照飼育」の実証実験を行っている。これは電照飼育により発育を遅らせたアユを海水温が下がった時期にあわせ放流を行い、海水温からのダメージを緩和することを目的としている。平成29年度からの取組で、成果として言及することはできないが、数値としては電照飼育で育ったアユの流下仔魚数に占める割合は高い。生態サイクルは時間を要するものと考え注視していく必要があると思われるが、今後も気候変化に対応した一策として引き続きこうした取組を支援していく。 (サブ指標1) 廃油回収量: 9,070ℓ (H29年度)・7,550ℓ(H30年度) (サブ指標2) 流下アユ仔魚数: 1.0億尾(H29年度)・5.3億尾(H30年度)					
外部要因等特記事項							

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■ 現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]
--------	---------------

■ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

		当初(平成27年度)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
評価指標(3)高津川流域の水質浄化及び川と海の水産資源の維持・増殖	数値指標(3)－②:環境保全活動団体の育成1団体(平成27年度)→5団体(令和3年度)	目標値	1団体	2団体	3団体	4団体	5団体
		実績値	1団体	2団体	3団体		
	寄与度(※):50(%)	進捗度(%)		200%	150%		
	代替指標の考え方または定性的評価 ※数値目標の実績に代えて代替指標または定性的な評価を用いる場合						
	目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業	高津川流域の自然保全については継続的かつ地域全体で取り組むことが重要であると考え、年間を通じ既存のNPO法人の環境保全活動への支援や当事務組合の事業として森林保全・有害鳥獣についての研修会や講演会の開催、また高等学校や公民館が行う河川の環境保全活動への支援等を通じて自然保全への意識を広げていくことにより各地域・年代において環境保全団体が育成され、自然保護に繋げていくことを目指す。					
	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等	「高津川流域お魚図鑑」・「高津川流域植物図鑑」をNPO法人と協同で作成、保育園・小学校・中学校・高等学校を中心に流域住民が水辺の教室活動等を実施するなど高津川の自然を通じて故郷を知り、地元へ愛着を持つ活動を官民あげて行っている。この活動を継続するためにも活動団体の育成は重要であり、ひいては高津川の水質浄化に通じると判断している。なお、環境保全活動団体数については、関係市町及び県の環境衛生部局・教育委員会とも連携し動向を確認している。その上で目標設定については平成33年度には1市2町の地理・規模・学校数を加味し、2町については各町ごとに、益田市については旧市町(1市2町)ごとに1団体の創設を設定している。目標値の推移については令和3年度に最終目標値である5団体の創設を仮定し、6ヶ年で達成することを目指す。					
進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合は要因分析)及び次年度以降の取組の方向性	平成30年度には益田地域を中心に高津川の環境保全団体が1団体立ち上がった。昨年に続いての新規団体の設立であり、河川環境保全及び川資源活用等を実施している。また地域の小中学生に対しての環境保全活動支援も目的として活動しており、現在活動する3つの団体の効果的な活用で今後流域全体を網羅した川を通じた事業実施も可能になると思われる。団体設立の背景には当事務組合が長らく実施してきた事業の影響が少なからずあるものと思われる。今後は小・中・高等学校や地域の公民館などとも連携して上流から下流にかけて流域全体が川事業で交流することにより、自然保護の具体化と意識醸成をはかっていく。						
外部要因等特記事項							

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■ 現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]

総合特区工程表(5年間スケジュール)

特区名:「森里海連環 高津川流域ふるさと構想」特区

別紙2

年	H29												H30												R1												R2												R3																				
	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
山村境界基本調査																																																																					
平成29年度には吉賀町地域を中心に高津川の環境																																																																					
壊れない作業路網整備事業																																																																					
森林経営計画策定																																																																					
(未定) 新規補助創設に関する協議																																																																					
(ハード未定) 壊れない作業路網整備事業																																																																					
産卵場整備・再生事業																																																																					
産卵場調査																																																																					
産卵場造成																																																																					
流下仔魚調査																																																																					
特区通訳案内士育成事業																																																																					
特区ガイド実施																																																																					
特定農業者特定酒類製造事業																																																																					
葡萄栽培																																																																					
酒類提供																																																																					

注) 工程表の作成に当たっては、各事業主体間で十分な連携・調整を行った上で提出すること。

■規制の特例措置等を活用した事業の実績及び評価
規制の特例措置を活用した事業

特定地域活性化事業の名称(事業の詳細は本文4①を参照)	関連する数値目標	規制所管府省による評価
①地域限定特例通訳案内士育成事業(通訳案内士法)	数値目標 (2)-① 数値目標 (2)-②	規制所管府省名: 国土交通省(観光庁) _____ <input checked="" type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められる <input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められない ⇒ <input type="checkbox"/> 要件の見直しの必要性あり <input type="checkbox"/> その他 <特記事項> 平成30年1月4日施行の改正通訳案内士法により、これまでの業務独占規制が廃止されるとともに、特区通訳案内士制度が全国展開されたところ。地方部における通訳ガイドが不足している状況において、地域において質の高い通訳ガイドの育成や利用促進等の取組が図られており、特例措置の効果が認められる。今後も、引き続き、地域における通訳ガイドの質と量の確保を図り、訪日外国人旅行者の多様なニーズに的確に対応していくことが求められる。
②特定農業者による特定酒類の製造事業(酒税法)	数値目標 (2)-① 数値目標 (2)-③	規制所管府省名: 財務省 _____ <input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められる <input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められない ⇒ <input type="checkbox"/> 要件の見直しの必要性あり <input checked="" type="checkbox"/> その他 <特記事項> 効果の有無を見極めるには事業規模が依然として小規模であり、また、事業者において今後の増産を検討していることから、目標達成へ寄与するべく、引き続き事業を推進していただきたい。

国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかになった措置による事業(本文4②に記載したものを除く。)

現時点で実現可能なことが明らかになった措置による事業の名称	関連する数値目標	評価対象年度における活用の有無	備考(活用状況等)

国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業(本文4②に記載したものを除く。)

全国展開された事業の名称	関連する数値目標	評価対象年度における活用の有無	備考(活用状況等)

上記に係る現地調査時指摘事項

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]
--------	---------------

■ 財政・税制・金融支援の活用実績及び自己評価（国の支援措置に係るもの）

財政支援措置の状況										
事業名	関連する数値目標	年度	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	累計	備考
山村境界基本調査	1 - (1) 1 - (2)	財政支援要望	27,000 (千円)	27,000 (千円)	0 (千円)	— (千円)	— (千円)	— (千円)	54,000 (千円)	補助制度等所管府省名：国土交通省 対応方針の整理番号：219 特区調整費の活用：無
		国予算(a) (実績)	6,372 (千円)	3,564 (千円)	0 (千円)	— (千円)	— (千円)	— (千円)	9,936 (千円)	
		自治体予算(b) (実績)	0 (千円)	0 (千円)	0 (千円)	— (千円)	— (千円)	— (千円)	— (千円)	
		総事業費(a+b)	6,372 (千円)	3,564 (千円)	0 (千円)	— (千円)	— (千円)	— (千円)	9,936 (千円)	

税制支援措置の状況										
事業名	関連する数値目標	年度	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	累計	備考
税制支援①	該当なし	件数	/	/	/	/	/	/	/	/

金融支援措置の状況										
事業名	関連する数値目標	年度	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	累計	備考
金融支援①	該当なし	新規契約件数	/	/	/	/	/	/	/	/

上記に係る現地調査時指摘事項

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]
--------	---------------

地域独自の取組の状況及び自己評価（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）

■財政・税制・金融上の支援措置

財政支援措置の状況				
事業名	関連する数値目標	実績	自己評価	自治体名
壊れない作業路網整備事業	数値目標 (1) -① (1) -②	管内作業路網延長：平成28年度25,614m、平成29年度24,343m	圏域市町と森林組合等森林経営計画の認定団体が森林整備加速化・林業再生事業、合板・製材生産性強化対策事業を活用し、着実に作業網が延長しており、「山村境界基本調査」と連動し、森林保全に大きく寄与している。	益田市 津和野町
魚道改修事業	数値目標 (3) -① (3) -②	改修事業：平成26年度事業1ヶ所、平成27年度3ヶ所	「魚道改修事業」は平成27年度で計画箇所すべてを改修して事業が完了、その後産卵場の保全のため川瀬の復元事業を実施、放流による資源の回復を目指した。その上で平成29年度においては、アユの生息や遡上に大きく寄与する水質浄化及び環境保全活動に着目し、水質保全環境保全活動団体活動育成をはかったところ目標値を越える結果となり、魚道整備の趣旨を広義的に受け継ぐものとなっている。	益田市 吉賀町
津和野町林地残材搬出に伴う自伐林家等支援事業	数値目標 (1) -① (1) -②	登録者150名、林地残材出荷量404t	登録者数及び出荷量も年々増加しており、事業として継続的に実施できる体制が構築されたと評価し、引き続き事業展開をはかる。また今後においても間伐促進と資源の地域内循環に寄与する。	津和野町
吉賀町林地残材搬出に伴う自伐林家等支援事業	数値目標 (1) -① (1) -②	登録者28名、林地残材出荷量672t	平成28年度と比較して登録者数及び出荷量は漸減したが、事業は継続して実施し、間伐促進と資源の地域内循環に寄与していく体制を構築する。	吉賀町
森林資源活用事業	数値目標 (1) -① (1) -②	登録者数50名 林地残材出荷量427 t	事業確立のための仕組みを構築し、里山社会の主役である市民の経済的価値観や自然環境等に対する意識の向上を図ることができた。一方で地域の高齢化により出荷量が漸減していることが課題となっている。	益田市
津和野町簡易作業路開設及び修繕事業	数値目標 (1) -① (1) -②	新規開設22路線、6,022m 修繕1路線	造林地の保育管理及び特用林産物等の生産活動を図るために新設した事業で、森林の整備、特用林産物生産等の振興に寄与した。	津和野町
吉賀町簡易作業路開設及び修繕事業	数値目標 (1) -① (1) -②	新規開設3路線、419m 修繕0路線	造林地の保育管理及び特用林産物等の生産活動を図るために新設した事業で、森林の整備、特用林産物生産等の振興に寄与した。	吉賀町

税制支援措置の状況

事業名	関連する数値目標	実績	自己評価	自治体名
該当なし				

金融支援措置の状況

事業名	関連する数値目標	実績	自己評価	自治体名
該当なし				

■規制緩和・強化等

規制緩和				
取組	関連する数値目標	直接効果（可能であれば数値を用いること）	自己評価	自治体名
該当なし				
規制強化				
取組	関連する数値目標	直接効果（可能であれば数値を用いること）	自己評価	自治体名
該当なし				

その他				
取組	関連する数値目標	直接効果（可能であれば数値を用いること）	自己評価	自治体名
該当なし				

■体制強化、関連する民間の取組等

体制強化	該当なし
民間の取組等	該当なし

■上記に係る現地調査時指摘事項

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]
--------	---------------